

（1面より）
 （4）時代の潮流に適応したスマートな社会
 新型コロナウイルス感染症の拡大や、カーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やデータ活用による急進的な進展など、世界の経済構造や競争環境がダイナミックに変化しつつある。ポストコロナ社会の持続的な経済成長に向けて、エッセンシャルワーカーである物流事業者の環境整備、新しい生活様式を踏まえた自転車活用推進等に取り組むとともに、道路インフラにおける再生可能エネルギーの導入拡大や次世代自動車の普及促進、デジタル化による道路管理や行政手続きの省力化・効率化を推進し、新たな価値を創造するスマートな社会の実現を目指す。

※右記のほか、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）や今夏策定予定の「国土形成計画（全国計画）」、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、道路施策を推進

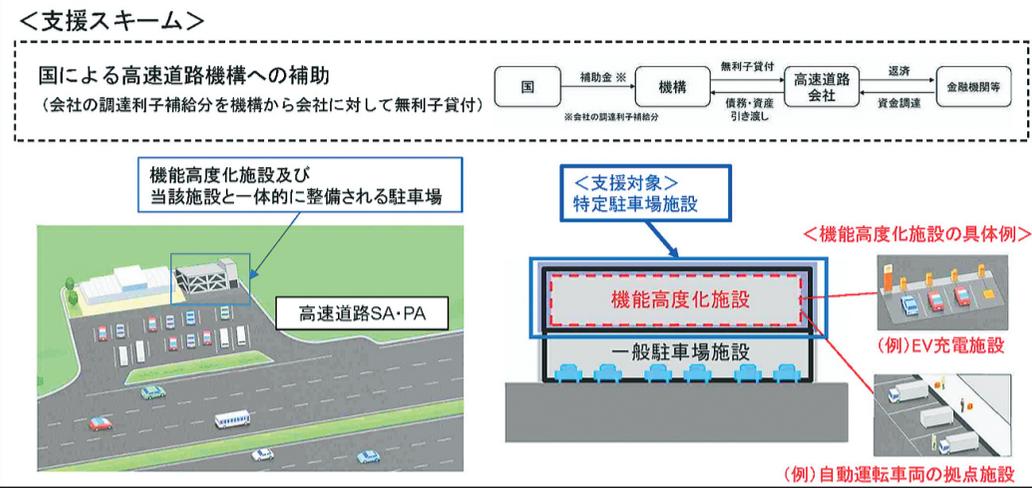
トトラルの推進のため、自動運転車両拠点施設やEV充電施設など利用者利便の確保に資する機能高度化施設と一体となって整備される駐車場（特定駐車場施設）の整備について、計画的な支援を可能とする補助制度を創設する。

3 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の策定
 冬の道路交通の確保を図るため、令和5年度を初年度とする新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画」を策定する。

4 直轄交通安全対策事業に係る国庫債務負担行為の年限拡充
 幹線道路の事故多発箇所に関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備（自動運転を含む）

個別補助制度の創設＜特定駐車場施設整備事業補助制度＞

○ 高速道路内における自動運転の普及やカーボンニュートラルの推進のため、自動運転車両拠点施設やEV充電施設など利用者利便の確保に資する機能高度化施設と一体となって整備される駐車場（特定駐車場施設）の整備について、計画的な支援を可能とする補助制度を創設する。



道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要

○社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

○防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

＜ストック効果をもたせるアクセス道路の整備＞
 ○駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業

＜歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業＞
 ○歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業（立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る）

＜道の駅の機能強化＞
 ○全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」、「防災道の駅」の機能強化
 ○子育て応援等の道の駅の機能強化（衛生環境の改善等を含む）

＜公共交通の走行環境整備＞
 ○交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備（自動運転を含む）

防災・安全交付金

＜子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策＞
 ○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策
 ○ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分
 ○未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
 ○鉄道との結節点における歩行者空間のユニバーサルデザイン化
 ○地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備
 ○デジタルサイクルードにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分

＜国土強靱化地域計画に基づく事業＞
 ○重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業
 ○災害時にも地域の輸送を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○平成26年度からの点検強化により、重大損傷の発見が相次いでおり、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要

○また、国土強靱化等の社会的要請を踏まえ、高速道路の進化・改良に関する投資が不可欠

○料金収入を確実に確保するため、不正通行車両等からの事後徴収の強化が必要

○自動運転普及やカーボンニュートラルなどの政策目的達成のため、SA・PAの機能高度化が必要

⇒必要な財源の確保等により、高速道路の適正な管理や機能強化を推進することが必要

法案の概要

高速道路の料金徴収期間の延長【特措法・機構法】
 ○高速道路の更新・進化のため、料金徴収期間を延長することにより、必要な事業を追加
 ○事業追加にあたっては、債務返済の確実性の観点から、債務返済期間を設定
 ○現行制度を踏まえ、料金徴収期間を引き続き設定

高速道路料金の確実な徴収【特措法】
 ○高速道路料金について、車両の運転者に加え、車検証上の使用者に請求できることを明確化
 ○高速道路会社等が、軽自動車検査協会等から軽自動車・二輪車の車両の使用者の情報を取得できるよう措置

SA・PAの機能高度化【機構法】
 SA・PAにおいて、利用者利便の確保に資する機能高度化施設と一体的に整備される駐車場の整備費用の一部について、高速道路機構から高速道路会社に対する無利子貸付制度を創設

＜その他＞
 地方道路公社等が管理する有料道路の整備促進等のため、当該道路のプール制（※）の対象を追加（未供用の道路を追加）等

※交通上密接な関連を有する複数の道路を一つの道路として料金徴収（合併採算）する制度

【目標・効果】高速道路の適正な管理・機能強化
 高速道路の更新・進化（積雪・トンネル）に対する着手率 令和3年度末：約7割 → 10年後に約8割

国土交通省は、原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の延長及び制度適正化措置の実施

この措置は令和5年3月31日（日）まで実施することとしていたが、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和6年3月31日（日）まで期間を延長するとしている。

一方、本措置の一部の利用者において、レジャー目的と思われる利用など制度

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」の延長及び制度適正化措置の実施

対象インターチェンジ
 ○ 対象インターチェンジ
 ○ 特定避難区域
 ○ 警戒区域等（令和5年3月10日時点）
 ○ 特定避難区域等（令和5年3月10日時点）

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進しているが、この一環として、令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集する。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設だが、あまりにも身近な存在であるため、その役割や重要性が見過されがちである。

そこで、この推進標語の募集を通じて、道路の役割や重要性を改めて認識していただくことを目的としている。

募集テーマ
 道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまらない財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきたいと思います。

応募資格
 小学生以上

応募期間
 令和5年3月24日（金）まで（当日必着）

応募部門・賞
 《小学生の部》
 最優秀賞1作品

《表彰》
 「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から賞状及び福を贈呈する。

《主催》
 国土交通省

《入選作品》
 入選作品は決定次第、本人に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ等で発表し、「道路ふれあい月間」の推進に幅広く活用される。

《応募方法》
 電子メール又ははがき（1人2作品まで応募可能）

《優秀賞2作品》
 最優秀賞1作品

《一般の部（高校生以上）》
 優秀賞2作品
 最優秀賞1作品

詳細は https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000144.html

「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の期間の延長

国土交通省は、原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年4月26日より、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施している。

これまで、令和5年3月31日（金）まで実施することとしていたが、令和6年3月31日（日）まで期間を延長するとしている。

対象となる母子避難者等の元の居住地
 ○ 対象となる母子避難者等の元の居住地
 ○ 警戒区域等⇒対象範囲外（警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置が適用）

【対象となる市町村】
 福島県：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川前町、大玉村、山形県：山形市、白根市、最上町、天交村、右馬場町、五里町、舟形町、長岡市、新庄市、小国町、西郷町、新井町、高松町、新井町、長岡市、新庄市、小国町、西郷町、新井町、高松町、新井町

【対象となる市町村】
 新潟県：新潟市、長岡市、上越市、小千谷市、妙高市、津川町、加茂市、小国町、西郷町、新井町、高松町、新井町

【対象となる市町村】
 群馬県：高崎市、前橋市、桐生市、伊勢崎市のほか、前橋市、桐生市、伊勢崎市のほか、前橋市、桐生市、伊勢崎市のほか

【対象となる市町村】
 茨城県：水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市のほか、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市のほか、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市のほか

【対象となる市町村】
 栃木県：宇都宮市、足利市、日光市のほか、宇都宮市、足利市、日光市のほか、宇都宮市、足利市、日光市のほか

【対象となる市町村】
 埼玉県：さいたま市、熊谷市、鴻巣市、所沢市のほか、さいたま市、熊谷市、鴻巣市、所沢市のほか、さいたま市、熊谷市、鴻巣市、所沢市のほか

【対象となる市町村】
 千葉県：千葉市、船橋市、流山市のほか、千葉市、船橋市、流山市のほか、千葉市、船橋市、流山市のほか

【対象となる市町村】
 東京都：東京都全域

【対象となる市町村】
 神奈川県：横浜市のほか、横浜市のほか、横浜市のほか

【対象となる市町村】
 静岡県：静岡市のほか、静岡市のほか、静岡市のほか

【対象となる市町村】
 愛知県：名古屋市のほか、名古屋市のほか、名古屋市のほか

【対象となる市町村】
 岐阜県：岐阜市のほか、岐阜市のほか、岐阜市のほか

【対象となる市町村】
 富山県：富山市のほか、富山市のほか、富山市のほか

【対象となる市町村】
 石川県：金沢市のほか、金沢市のほか、金沢市のほか

【対象となる市町村】
 福井県：福井市のほか、福井市のほか、福井市のほか

【対象となる市町村】
 山梨県：山梨市のほか、山梨市のほか、山梨市のほか

【対象となる市町村】
 長野県：長野市のほか、長野市のほか、長野市のほか

【対象となる市町村】
 新潟県：新潟市のほか、新潟市のほか、新潟市のほか

【対象となる市町村】
 福島県：福島市のほか、福島市のほか、福島市のほか

令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語募集

優秀賞2作品
 「中学生の部」
 最優秀賞1作品
 優秀賞2作品
 「一般の部（高校生以上）」
 最優秀賞1作品
 優秀賞2作品